# 平成21年第2回 笠間市議会定例会会議録 第2号

## 平成21年6月3日 午前10時00分開議

出 席 議 員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛯	澤	幸	_	君
	4	番	野	П			君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	±	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	Щ		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海都	と澤 しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しんしん しんしん		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	h	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	Щ	_	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小腿	薗江	_	Ξ	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	Ξ	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海都	き澤	勝	男	君

な	

出	席	註.	眀	<del>*</del>
111	/i <del>Ti</del> i	ħπ.	μн	7

市				長	Щ	П	伸	樹	君
副	市			長	渡	邉	千	明	君
教	育		長	飯	島		勇	君	
市	長	公	室	長	青	木		繁	君
総	務	ţ	部	長	小札	公崎		登	君
市	民	生;	舌 部	長	打	越	正	男	君
福	祉	=	部	長	岡	野	正	Ξ	君
保	健	衛 生	主 部	長	仲	村		洋	君
産	業	経済	斉 部	長	岡	井	俊	博	君
都	市	建;	设 部	長	橋	本	雅	晴	君
上	下 7	水 j	笛 部	長	大利	田田	俊	郎	君
教	育	Ī	次	長	深	澤	悌	=	君
消		防		長	杉	Щ		豊	君
会	計	管	理	者	光	又	千	尋	君
笠	間	支	所	長	藤	枝		勉	君
岩	閰	支	所	長	横	田	文	夫	君

出席議会事務局職員

務 局 長 高 野 幸 洋 務局次長 前嶋晃司 次 長 補 佐 内 桶 秀 男 查 主 高 野 主 幹 川野輪 良 子 篠 崎 三枝子 務 補

議事日程第2号

平成 2 1 年 6 月 3 日 (水曜日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につい て

議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

#### 1.本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について

議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

議長(市村博之君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の 出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

議長(市村博之君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりです。 これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長(市村博之君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番小磯節子君、2番石田安夫君を 指名いたします。 議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例について

議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

議長(市村博之君) 日程第2、議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例についてから議案第60号 平成21年度笠間市一般会計 補正予算(第1号)についてまでの4件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありました7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番(鈴木貞夫君) 鈴木貞夫です。

議案第58号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問したいと思います。

まず、第1番に、国民健康保険の介護納付金賦課額の1世帯当たり限度額9万円は、現在何世帯あったのか。今回10万円に引き上げるとしているが、その世帯は何世帯になるのか。また、所得額は幾らなのか。

2番目に、この上限を引き上げるときに、中間所得層の負担を軽減するということが言われておりましたが、具体的にはどのような所得層になっているのかという問題。

三つ目に、17項目による附則がついております。この附則を見ると、各種の課税の事例があります。これは具体的には減税が行われるのかどうかという問題です。

上場株式、先物取引等金融取引が主になっておりますけれども、どのような場合に適用 されるのか。

また、特定中小会社が発行した株式という項目があります。その規定にある特定中小株式会社というのは何を指しているのか、どのような会社なのかについて質問します。

議長(市村博之君) 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長(仲村 洋君) 鈴木貞夫議員のご質問にお答えをいたします。

限度額9万円を超える世帯、被保険者数は657世帯でありまして、1,193人であります。 今回、限度額を10万円にした場合は、421世帯、770人ということになります。

所得額につきましては、限度額9万円の場合、1人当たりの所得額が約388万円以上の方が対象となります。限度額が10万円にした場合は、所得額が433万円以上の方が対象というふうになります。

次に、中間所得の負担の軽減でございますが、介護給付の増額を賄うということにおき

ましては、税率改正を行いまして対象となるすべての方に負担をしていただくということ も考えられますが、今回の改正では、限度額を1万円引き上げることにより高所得者層の 負担となり、中間所得層である限度額以下の方々に対しましては、負担を与えないもので ございます。

次に、減税につきましては、上場株式に係る譲渡損失と配当所得との間で損失が発生した場合、損益通算を行うことができ所得の減額につながるということで、減税となるものでございます。

また、特定中小企業とは、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な経営を展開する中小企業、いわゆるベンチャー企業を指すものでございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) 一つはっきりしないところは、引き上げることによって中間所得層の負担を軽減するということについて、具体的にどのぐらいの所得の人たちがそういうあれになるのか。今、中間層に対して負担がかからないようにするというふうなことであったわけですけれども、その辺もう少し具体的になりませんか。

それと、この3番目の附則の問題、ほとんどが株式の取引、または先物取引と、あとは森林なんかの譲渡の問題ですね。そういう取引の問題で、いわば3年ぐらいにわたってその損失額を査定できるというか、プラス、マイナスできるような利点はあるわけですけれども、全部ここでは言いませんけれども、例えば具体的にどのぐらいの損失、取引をしていてどのぐらいの損失を受ければこういう減税の対象になるのか。これが、全然、見てても具体的にはわからないんですね、幾ら見ても。これは相当の取引を初めからしている人たちであって、もともとここに言われるような433万円とかなんとかという所得には、全然当てはまらない人たちじゃないかと思うわけですよ。その点はどうなんですか。

それで、この特定中小企業というのは、ベンチャー企業ということで今言われましたけれども、具体的にはどういうふうな職種のベンチャー企業とか、ただベンチャー企業という大ざっぱな言い方だとよくわかりませんから。

例えば笠間市においてはどういうふうな企業があったのかということで、具体的にわかれば、その辺のことを出してほしい。

議長(市村博之君) 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長(仲村 洋君) 所得層の部分でございますが、本来であれば給付額が上がるということに対しまして、税で賄うというのが本来の数字でございます。一般的に全体が納税義務者に平等にやるというのが建前かなと思うわけでございますが、今回は高額所得者に対してのみ上限を上げて、それ以下の方については、所得が同じであれば同じ納付金というような形になるわけでございます。

それから、減税の上場株式につきましては、この前の57号の議案の中でもあります地方

税法の改正がそもそものもとでございまして、地方税法の改正に伴って所得が決定をするわけでございます。それに合わせて、国保の課税所得といいますか、そういう部分も変わるということで今回提案させていただいたわけでございますので、あくまでも上場株式に係る譲渡損失、配当所得で、今までは損益の通算といいますか、繰り越しができてなかったという部分が、できるというふうになったわけでございます。

それから、特定中小企業につきましては、先ほど申しましたように、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な経営を展開する中小企業という表現で法律はなっております。また、インターネットなんかで見ますと、ベンチャー企業とは、新しい時代のニーズに即した新規事業を行い、独自の技術や製品で急成長していく企業というような言葉の解釈でございます。

以上でございます。

議長(市村博之君) 7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) なかなかわかりにくいところがあるので、また改めて個々の問題 聞きたいと思いますけれども、例えば特定中小会社、笠間市にはそういう企業というのは 具体的にあったんですかね。その辺あればということでお聞きしたわけですね。

株式の問題というのは、通算でできるように57号を見ればなっていますけれども、それが確定してこないと、58号における所得のあれというのは具体的には計算できないということなんでしょうか。そのことだけちょっと。

議長(市村博之君) 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長(仲村 洋君) **あくまでも譲渡損失と配当所得ということの間で発生するということが前提でございますので、そういう形で今まで通算できなかったことができるということでご理解をいただければと思います。** 

それから、特定中小企業が笠間市にあるかということでございますが、ちょっとその辺 については把握しておりません。

議長(市村博之君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号 笠間市税条例及び笠間市税条例の一部を改正する条例の一部を改正に条例についてないし議案第60号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第1号)については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長(市村博之君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月11日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午前10時11分散会

### 地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市村博之

署 名 議 員 小 磯 節 子

署名議員石田安夫